

参考資料

- 5月9日経済財政諮問会議厚生労働省資料・・・P 1
- 経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣
議決定）（抄）・・・P 4
- 平成 19 年 6 月 22 日ハローワーク等分科会 委員懇談会
資料・・・P 5
- 平成 19 年 7 月 5 日ハローワーク等分科会 委員懇談会
資料・・・P 23
- 厚生労働省 平成 19 年 7 月 24 日閣議後記者会見概
要・・・P 33
- 雇用保険法抜粋・・・P 35
- 雇用保険手続きについて・・・P 38

ハローワークについて

(柳澤臨時議員提出資料)

平成19年5月9日

ハローワーク市場化テスト案(ハローワーク内における民間職業紹介窓口の設置)

I 実施内容

【対象範囲】

○ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設する。

- ◆求職者は設置された官民の窓口を自由に選択。
- ◆雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う。
- ◆福祉機関等と連携した「チーム支援」の対象者(※)も官が行う。

※[障害者、生活保護・児童扶養手当受給者、刑務所出所者]の一部

【業務内容】

- 職業紹介、職業相談
- その他、就職支援のための措置

【実施施設】 東京(23区内) 2所

※官の職業紹介窓口の職員数を削減

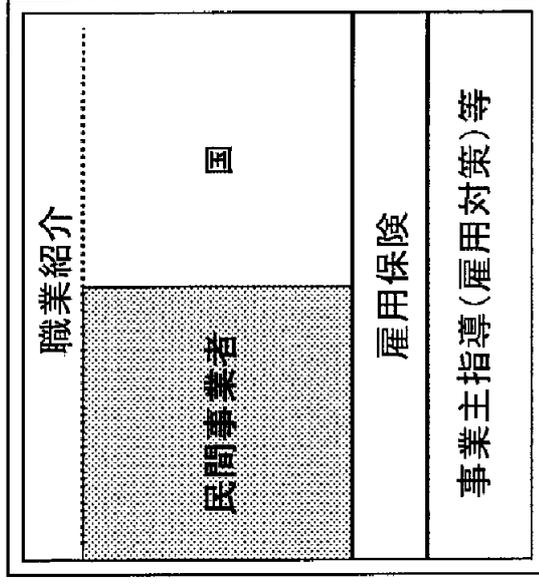
II ネットワーク

○民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。

○求人自己検索端末(ブロック内の情報を提供)は官民いずれの窓口の求職者も自由に利用できる。

○企業指導情報は非提供。

【ハローワーク本庁舎】



Ⅲ 求職者選別・求人求職情報管理の問題

○民間事業者が求職者の選別(より就職が困難な者を官の窓口に戻す、後回しにする、優良求職者を自らの取引先等に誘導するなど)を行わないための仕組みを整備。

- ◆窓口利用者に対するアンケートを義務づけ、求職者の選別の有無等を確認する(官民で実施)。
- ◆就職困難度が高い求職者(例：障害の種類・程度、年齢階層、離職の有無、個人の属性)の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスプレイセンティブ方式などを検討。その他の方策についても検討。

○民間事業者が得ることとなる求人求職情報の適正利用、守秘義務などについて受託終了後を含む厳格な行為規制を課す仕組みを整備。

- ◆求人求職情報の不適正利用(自らの営利目的事業への利用等)をチェックするためのシステムの構築を検討(求人・求職者への適正利用ルールの周知、相談・苦情窓口の設置、上記CD-ROMのコピー制限、利用後の回収など)。

Ⅳ その他

○テスト期間(3年間程度)の結果を踏まえ、その後の対象の在り方について検討。

○労働関係法令等違反企業、障害者雇用率未達成企業等は、入札から排除する。

○受託民間事業者は、窓口業務のために一定数の正社員を確保するものとする。

○契約途中でも問題があれば契約を解除。

○民と官のイコールフットリングを確保し、市場化テストの目的が十分に達成されるようにする。この観点が実質的に確保されるよう、官民競争入札等監理委員会で行われる「公共サービス改革基本方針」及び「実施要項」の審議を経て、市場化テストを実施する。市場化テスト実施後においても、業務の実施状況についてのフォローアップにおける同委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じるものとする。

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）（抄）

7．市場化テストの推進

「公共サービス改革法」⁵⁴に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、
国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

【具体的手段】

（2）ハローワーク

東京23 区内のハローワーク 2 か所における無料の職業紹介について、利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、所要の法改正を行うとともに監理委員会の審議を経た上で、平成20年度を目途に市場化テストを行う。

ハローワーク等分科会資料

厚生労働省

平成19年6月22日

「ハローワークの市場化テスト」に関する今後の主な論点について
(第2回ハローワーク等分科会後)に対する回答

平成19年6月22日
厚生労働省職業安定局

実施内容

【官民の窓口の併設】

同じハローワーク(官)が、一方で受託事業者を監督しつつ、他方で、自ら当該民間事業者と競争することは、利害相反とならないか。どうすれば、こうした懸念を除去できるか。

(回答)

受託事業者に対する監督は、委託契約を行う都道府県労働局(支出負担行為担当官)が担当することになるものであり、利害相反とはならないものと考えている。

(回答に対する指摘・質問等)

受託事業者に対する監督は、委託契約を行う都道府県労働局が担当するといっても、大きなグループとしては都道府県労働局もハローワークと同一であり、利害相反となることに変わりはないのではないか。

「受託事業者の監督は、地方労働局が行う」とのことであるが、例えば、受託事業者とハローワークの他の部門との間で連携する場合などに、ハローワークの所長等による監督を必要とするような場合はないか。

当然に利害相反とならないというのではなく、官民の窓口を併設とした場合に、利害相反となるとの懸念があることを踏まえ、この懸念を除去するために具体的にどのような仕組みが考えられるのかを積極的に検討する必要があるのではないか。

【回答】

今回の市場化テストの実施に伴い、ハローワークの他部門や併設される職業紹介窓口との間において、業務上必要な調整はあり得ると認識している。そのため、官民双方の窓口現場責任者をおき、利用者に対し効果的なサービスが提供できるよう、必要な調整は図っていきたい。具体的な調整方法については、ハローワークの業務指導を担当する職業安定部ではなく、総務部が中心になって、ハローワークの責任者と受託事業者が調整する場を設けることなどを今後検討し、利害相反との誤解を招かないよう努めてまいりたい。

なお、公共サービス改革法及び委託契約に基づき、都道府県労働局から受託事業者に対し行う「監督」については、利害相反との誤解を招かないよう、総務部が行うことを考えている。

【参考】都道府県労働局

総務部(総合調整・会計・人事等)、労働基準部(労働基準監督署の業務指導)、職業安定部(ハローワークの業務指導)、雇用均等室から構成。

「官民の窓口を自由に選択」とあるが、具体的にどのように実施するのか。利用者が「窓口を自由に選択」といっても、官と民との差異が明確でないことから、利用者が混乱する、官に利用者が集中する、などの懸念はないか。

(回答)

職業紹介部門が配置されているフロアに受付を設け、双方の窓口で提供されるサービス内容が記載されたリーフレットの配布、説明を行い、利用者に自由に窓口を選択してもらうことを想定。具体的な方法については、最終的に落札事業者と協議して決めるべきものと考えている。

官民の窓口の併設により官民が同様の体制を整備することで、却って効率性が低下したり、民間事業者による創意工夫の余地が制限されたりする恐れはないか。

(回答)

実施対象安定所に相当数ある官の職業紹介窓口数を減少し、減少した窓口の運営について受託事業者に委託するものであり、官民が同様の体制を整備するものではないことから、効率性が低下するとは考えていない。

官民の窓口を併設する場合、それぞれの実績をどのように比較するのか。官側のコストが開示されないと、官と民のコストが全く違う中で質のみの競争となる可能性もあり、イコールフットイングにならないのではないか。

(回答)

実績の評価方法は、今後、実施要項の議論を経て決定されるものと考えているが、求職者全体や属性毎の就職件数、就職率、これらの就職にかかった経費(コスト)、アンケート調査結果による満足度等、を比較する方式を考えている。

官側のコストは、人材銀行事業やキャリア交流プラザ事業と同様に、「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」を踏まえ、適切開示できるようにしていく考えである。

特区として実施された「官民共同窓口の設置による職業紹介事業」は、どのように評価されているか(特に反省点は何か)。今回の厚生労働省の案は、右の反省点等の評価を踏まえたものとなっているか。

(回答)

特区として実施された「官民共同窓口の設置による職業紹介事業」は、地方公共団体が設置するスペースにハローワーク窓口及び民間職業紹介事業所を設置し、求人・求職情報を相互に回付し、就職支援(職業紹介を含む。)を行うものである。

特区における官民共同窓口は、ハローワークの窓口及び民間職業紹介事業者が組織的に独立して運営され、また、民間職業紹介事業者は地方公共団体からの委託の範囲で、ハローワークとは関係なく自由に就職支援を行うものであり、ハローワークの職業紹介事業の組織を半減して、民間委託する今回の市場化テストとはそもそも制度的に全く異なるものであり、一律に比較することはできない。

特区事業においては、そもそもハローワークの職業紹介(全国の求人情報を利用して行う職業紹介)を委託するものではないため、ハローワークから提供する求人情報は官民共同窓口で受理したもの及び管轄のハローワークの求人に限られていたが、イコールフットイングを確保する観点からも、今回の市場化テストにおいては全国ベースの最新の求人情報を利用しやすい形で提供することとしている。

なお、当該事業については、構造改革特別区域推進本部評価委員会において、一定の評価がなされ、全国で実施可能な措置になったものと承知している。

(回答に対する指摘・質問等)

特区の共同窓口は、「今回の市場化テストとはそもそも制度的に全く異なるもの」とのことであるが、官と民の職業紹介窓口を併設し、官民間で求人・求職情報を相互に回付するという点では、今回の市場化テストと共通している面もあるが、官民間における情報のやりとりや職員間の連携などについて、厚生労働省として、どのように評価しているのか。また、上記評価が今回の厚生労働省案にどのように反映されているのか。

【回答】

特区事業は、ハローワークと民間職業紹介事業者が組織的に完全に独立しており、

職業紹介を含む就職支援サービスも、それぞれ全く独自に提供する仕組みであると考えている。

このため、特区事業において民間職業紹介事業者が提供するサービスは、地方公共団体との間において自由に検討、実施されるものであり、そもそもハローワークが担うセーフティネットとしての無料職業紹介事業ではないものであり、官と民の職業紹介窓口の併設の意味合いが全く異なると考えている。

また、特区事業においては、ハローワークから提供する求人情報は官民共同窓口で受理したものと及び管轄のハローワークの求人に限定され、かつ、紙により提供していたものである。

今回の市場化テストにおいては、国として無料職業紹介事業を委託するものであることから、利用者に効果的にサービスが提供できるよう、受託事業者と必要な調整を図っていききたい。

このため、全国ベースの最新の求人情報を、加工がそのまま自由にできる電子媒体で提供するとともに、求人自己検索端末装置の利用について官民いずれの窓口の求職者でも利用可能とするものであり、これら以外の点についても、今後とも必要な調整を図っていききたい。

【民間委託の対象範囲】

「失業認定を厳正に行うための職業紹介」は、具体的にはどのように実施するか。実施方法が、民間事業者の利用者にとって手間となる場合には、結果として雇用保険受給資格者の多くが官に流れるようなことにならないか。

(回答)

雇用保険の失業給付は、外形的事由により給付を決定できる他の社会保険給付とは異なり、ハローワークが労働者の「内心」を求職活動の実績や本人の希望する仕事の内容に照らし的確に判断して、「失業」と認定し支給するものである。

このため、「労働の意思」の確認については「職業紹介」を組み合わせながら適正に行っているところであり、行政処分的前提となる職業相談、職業紹介は官の窓口で、引き続き実施する必要がある。

具体的には、受給資格を得て雇用保険の支給を受けようとする者全員について求職申込みをさせ、常に職業紹介ができる状態にした上で、28日毎に1回、失業認定を行う際には、必ず、職業紹介、職業相談を受けるよう受給者に対し指示し、職業相談部門において、その職業相談、職業紹介の状況(紹介拒否、特定の求職条件に拘る等)を給付(認定)担当部門に連絡し、給付担当部門において、その結果に基づき、失業の認定、給付を行う。

給付担当部門において失業認定申告書や対面相談の過程を通じ労働の意思が疑わしい者については、改めて職業紹介を受けることを命じ、労働の意識を徹底的に確認する。

この際、労働の意思がないと判定された場合は、失業を不認定にするとともに、職業紹介・職業指導を拒否したと判断される場合は、今後の給付をストップする給付制限処分の対象となる。このように職業相談部門と給付担当部門が一体となって業務を行っている。

なお、失業認定の前提となる職業紹介以外の通常の求職活動については、官民双方の窓口を利用することが可能である。

(回答に対する指摘・質問等)

失業認定を官が実施するとの前提であっても、民間事業者が職業紹介を行い、その結果を官が失業の認定を行う際に利用することとすればよく、失業認定のための職業紹介を一律に官に担わせなくてもよいのではないか。

通常の失業認定の場合には、民間の職業紹介機関が行う職業相談、職業紹介等を受けたことによっても、受給資格者が求職活動を行ったことを確認しているのに、なぜ、今回の案においては、「行政処分的前提となる職業相談、職業紹介は官の窓口で引き

続き実施する必要がある」として、官が行う職業相談、職業紹介等の利用を求めるのか。

失業認定とこれに伴う職業紹介の手続について、現状においてどのような流れとなっているのか、厚労省案の「失業認定を厳正に行うための職業紹介」とは、その中のどの部分を指すのか、市場化テストによりハローワークの職業紹介事業を民間に委託した場合において、手続の流れがどのように変わるのか、また受託した民間事業者による職業紹介が、手続の流れでどのように位置づけられるのか、について、フローチャートを用いるなどの方法により、具体的に説明いただきたい。

【回答】

失業認定に当たっては、民間機関を利用した求職活動を認め、失業認定申告書の書類審査では、それも求職活動実績としてカウントしているが、厳正な失業認定の手法として、失業の認定毎にハローワーク職員が自ら職業紹介・職業指導を行うこととしている（雇用保険法施行規則第28条の2）。

また、失業認定時に、「民間機関のみを使った求職活動」を行っているとは主張する雇用保険受給者についても、本当に「求職活動」を行っているかどうかを確認し、就職に結びつかない形式的な活動である等実質的に求職活動そのものに疑義がある場合、職業紹介を自ら行い、真実性を確かめることとしている。

なお、今回の案でも上記のような取扱いに変更はなく、民間機関を利用した求職活動を実績として認めるものである。

（以下、業務の流れは別紙1「雇用保険業務の流れ」を参照。）

市場化テストによりハローワークの職業紹介事業を民間事業者に委託した場合においても、原則として、手続きの流れが変わることはない。

受託した民間事業者による職業紹介については、失業認定の際に、求職活動実績としてカウントされるものである。

具体的にどのような者が「チーム支援」の対象となるのか（事前に「チーム支援」の対象者であるかどうかを判断することは可能か。）。これらの者についても、民間事業者が職業紹介を行うこととしても問題ないのではないか。

（回答）

安倍内閣の重要課題である「成長力底上げ戦略（就労支援戦略）」において、ハローワークを中心とした「チーム支援」が中核的な役割を果たしている。

障害者等のうち「チーム支援」の対象とする者は、福祉的就労又は各種手当の受給者等である。

これらの者に対する支援は、ハローワークが地域の福祉事務所や福祉施設等を直接訪問し、担当者と密接に連絡をとりながら、支援対象者の選定、個別の就職支援計画の策定、計画に基づく就職支援、職場定着指導まで一貫して行うものであり、その過程では、雇用率達成指導や雇用管理改善などの企業指導も併せて行うこととなるものであることから、対象として除くこととしたものである。

なお、自らハローワークを訪れ、求職活動を行う求職者については受託事業者による支援対象となる。

（回答に対する指摘・質問等）

「チーム支援」の対象者がハローワークを訪れ、求職活動を行う場合には、受託事業者による職業紹介等の対象となるとの理解でよいか。

【回答】

「チーム支援」の対象者は、個別の就職支援計画に基づき、担当制による就職支援を行うものであることから、当該計画に基づき行う支援は官の窓口において行うが、

本人がこの計画とは別途、受託事業者による職業紹介を希望する場合には、利用は可能である。

官と民とでそれぞれ得意な分野があること等を踏まえ、利用者の利便性や効率性の観点から、官と民が全く同じ業務を行うのではなく官と民とで一定の業務分担を行う、といった方法については、どう考えるか。

(回答)

ハローワークは、勤労権の具体的措置として国民のセーフティネットとしての役割を有するものであり、障害者や生活保護受給者等の社会的弱者をはじめとする求職者の就職を実現するためにも、全国ネットワークでの公正・公平な無料職業紹介を実施している。

今回の市場化テストについては、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議の「包括的」民間委託実施の要請を踏まえ、ハローワークのセーフティネットとしての無料職業紹介事業を民間事業者に委託するものである以上、官と民が一定の業務分担を行う方式は馴染まないと考えている。

そもそも本事業は、単なる「民間委託」ではなく、「官民比較」を要諦とする「市場化テスト」の枠組みで行われるものであり、官民の業務分担を行うことは不適當である。

(回答に対する指摘・質問等)

市場化テストの趣旨・要諦は、官民比較すること自体ではなく、国民の立場に立って、公共サービスについて不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることにある。従って、同法は、こうした観点から、官民の間で適切な役割分担や協力関係の構築を行うことを否定するものではない。

市場化テストを実施するに際しても、上記の観点から、どのような関係（競争・協力・役割分担など）を構築することが、適切であるかについて検討していく必要があるのではないかと。

【回答】

民間の創意工夫を活かし、公共サービスを改善するという趣旨、官民競争入札等監理委員会や経済財政諮問会議におけるこれまでの議論も踏まえ、今回の提案においては、就職困難者を含め原則全ての対象者に対する無料職業紹介を提供できるようにするものである。

その上で、利用者に対し効果的なサービスを提供するためにも、ハローワークの他部門や併設される職業紹介窓口との間において、業務上必要な調整はあり得ると認識している。具体的な調整方策については、都道府県労働局（総務部）にハローワークの責任者と受託事業者が調整する場を設けて調整することを考えており、実施要項に係る審議を踏まえ、適切に対処していきたい。

受託事業者において求人開拓を行うことも可能とのことであるが、この求人開拓は委託事業の対象となるのか。

また、民間事業者によって得られた求人情報の取扱いはどのようになるのか（当該求人情報を官と民の双方が利用することができるのか。）

【回答】

委託の対象とする業務は、「職業紹介・職業相談、その他就職支援のための措置」としている。よって、求人開拓は、必ず受託事業者が行うべき業務としては想定していないが、民間の創意工夫として求職者の個別の就職支援のために必要と判断されるものであれば、受託事業者が実施することを可能とするように検討したい（その場合、委託費の支給の対象となるものと考えられる。）。

受託事業者が個別の求職者のために開拓した求人に関しては、当該求職者に対する求人であるため、受託事業者の窓口で利用することになるが、仮に官の窓口において利用することについて事業主の了解が得られた場合、双方において利用が可能となるものとした。

【実施施設】

「東京（23区内）2所」で「100～120名程度の従業員規模」とのことであるが、具体的にはどのハローワークで実施する予定なのか（従業員規模は、ハローワーク全体のものか。また、非常勤職員も含まれているのか。）。どのような基準で実施対象ハローワークを選定するのか。

（回答）

今回の市場化テストは、ハローワークの利用者に与える影響も極めて大きいものであり、ハローワークの求人・求職者数、地理的要因、庁舎内のレイアウト、「かなりの規模、100～120名くらいのところを選びたい」という経済財政諮問会議における大臣発言等を総合的に勘案し、実施対象施設を検討しているところである。

ネットワーク

官と民のイコールフットイングを確保するためには、官が職業紹介に利用する情報については、すべての情報をお互い同様の方法で民間事業者に提供するのが原則と考えるが、厚生労働省案では、各情報の取扱いについて、官民でどのような違いがあるのか、そうした違いを設ける合理性・必要性について、個別の情報毎に具体的に明らかにすべきではないか。

（回答）

企業に関する情報は求人情報と企業指導情報の二者からなる。

求人情報は、インターネット上で公開されている全国情報を提供する。このうち事業所名等が非公開の求人についても、事業主からの了解が得られたものについては提供する仕組みとする。

企業指導情報（行政機関としての個別企業の指導記録の情報）は、民間企業が実態として、企業指導を担当する職員以外に絶対に知られたくないものであり、この情報を受託事業者に提供することは求人をいただいている企業の意向に反した行動を取ることになることから、提供はできない。

求職者に関する情報（求職条件、紹介記録）は、本人の了解が得られた場合、受託事業者との間において相互に共有することはあり得るものと理解している。

（回答に対する指摘・質問等）

ハローワークで利用している各情報システム（総合的雇用情報システム、求職者用の自動検索システム、ハローワークインターネットシステム）に、求人情報、求職情報、企業指導情報など各情報毎に、具体的にどのような情報がどういう形で入っているのか、具体的な情報の項目名を示して説明していただきたい。また、実際にシステムの画面上に表示される情報について、明らかにできない部分について墨塗りするなどした上で、紙で目に見える形にして提示していただきたい。

各システムに入っている情報のうち、民間事業者に提供しないことと厚労省が考えているのはどの情報か、具体的な情報の項目名を示して説明いただきたい。

【回答】

総合的雇用情報システムに記録されている情報は、企業に関する情報（求人情報と企業指導情報）及び求職者に関する個人情報である。

求人自己検索端末装置に記録されている求人情報は、総合的雇用情報システムに記録されている求人情報と同じものであるが、都道府県単位（労働市場圏が都道府県にまたがる場合、当該労働市場圏単位（例：東京（1都3県））の情報である。

ハローワークインターネットサービス上で公開されている求人情報は、地図情報など電子化されていないデータ部分を除き、総合的雇用情報システムに記録されている求人情報とほとんど同じである（ただし事業所名等が非公開の求人も存在する）。（これらの情報については別紙2「ハローワークの求人情報について」を参照）

民間受託事業者に提供しない情報は、企業指導情報及び受託事業者以外のハローワーク窓口を利用している求職者に関する個人情報である。

企業指導情報の具体的な例は、年齢差別に係る雇用対策法、高年齢者雇用安定法に関する指導、男女差別に係る男女雇用機会均等法に関する指導などであり、ハローワークが行う指導記録である。

【求人情報】

求人情報については、CD-ROM（又はDVD、専用回線等）によって毎日、全国情報を提供することであるが、その場合とハローワークにおける情報ネットワーク（総合的雇用情報システム）を利用する場合とで、得られる情報に内容、速報性等の点で違いがあるか。

非公開の求人情報について、事業主の了解を確認した上で提供するとしているが、民間事業者は官の監督下にあるため、非公開の求人情報も求人企業の同意なく民間事業者に提供することができるのではないか。公共サービス改革法の考え方（民間事業者の守秘義務等）を企業に理解してもらう努力がまず必要ではないか。

仮に事業主の了解が必要であるとした場合には、どのような方法によって了解を取るのが適切と考えるか。

過去の求人情報を民間事業者が利用することは可能か。

（回答）

受託事業者に提供する全国の求人情報とハローワークにおける情報ネットワークの求人情報（求人票そのもの）は、ほとんど同じものである。

速報性の問題についても、業務が停止している夜間にデータの更新がなされるものであり、更新データを毎日提供することにより、受託事業者においても最新の情報を入手することができる（その手法は検討中）。

事業所名等を非公開としている求人情報を、事業主の了解を得ないまま受託事業者に提供した場合、事業主の意向に反する行為となり、ハローワークが事業主からの信頼を失うことになる。結果として、今後の求人提出や各種業務にも確実に悪影響を与え、ハローワークの業務運営に支障が生ずるおそれ大きい。このため、個別の企業の了解を取った上で受託事業者に提供することが必須であり、これは経済団体や個別の企業の強い要請でもある。

その方法として、全国のハローワークにおける求人受理の段階で、受託事業者に対する求人情報の提供の了解を予め得られるようにすることを検討している。

「過去」がどの時点のものを指しているのか、取消となった求人を職業紹介上どのように活用するのか不明であるが、ハローワークにおいて、職業紹介の際に、取消となった過去の求人情報を利用することはない。

（回答に対する指摘・質問等）

経済団体や個別の企業からの強い要請があるとのことであるが、具体的に、どのような経済団体等からどのような内容の要請があったのか。

求人情報は、CD-ROM等によって提供されるとのことであるが、そのCD-ROM等によって提供されるデータを利用するためのコンピュータシステムは、民間事業者が自ら用意することとなるのか。

【回答】

受託事業者への事業所名等の非公開求人の取扱いは、日本経済団体連合会からも要

請を受けている。

求人情報データを活用するコンピュータシステムのリース料金等は、職業紹介事業を実施する上で必要なものであれば、委託費で負担することになると考えている。

一方、当該データを利用するためのソフトウェア及びハードウェアを予め準備する方法も考えられるが、検索方法・求人情報の閲覧方法に受託事業者の創意工夫が反映できなくなるおそれがあるため、どのような方策が良いか今後検討整理していきたい。

【求職情報】

官のハローワークが有する求職情報、及び民間委託したハローワークが有する求職情報は、どのような取扱いとするのか（相互に提供するということか）。

例えば、民間委託したハローワークに来訪した求職者について、官のハローワークが有する過去の求職情報等を民間事業者が利用することは可能か。

（回答）

求職者に関する情報は、本人の了解が得られた場合、受託事業者との間において相互に共有することはあり得るものと理解している。

ハローワークの求職者の情報は登録が無効になった後、1年を経過すると破棄されるが、その間に再度求職申込みがなされた場合であって、本人の了解が得られた場合、受託事業者に提供することはあり得るものと理解している。

（回答に対する指摘・質問等）

無効となった後、1年を経過すると廃棄されるとのことであるが、これはシステム上自動的に行われるのか。それとも、手動で削除する必要があるのか。

【回答】

自動的に削除される。

【その他の情報】

「企業指導情報」とは具体的にどのようなものがあるのか。求職者の利益を考えた場合には、企業指導情報のすべてを当然に非提供とするのではなく、必要な情報を提供することは考えられないか。

（回答）

ハローワークにおける企業指導情報は、行政機関としての個別企業の指導記録の情報である。これらは一種の捜査情報と言える秘匿度の極めて高いものであり、ハローワーク内でも企業指導を担当する職員のみが取り扱うことができる。

受託事業者に、企業指導情報を提供することは、

企業指導情報は、民間企業が実態として、企業指導を担当する職員以外に絶対に知られたくないものであり、求人をいただいている企業の意向に反した行動を取ることになること、

受託事業者が他企業の企業指導情報を知り得ることについては、経済団体や個別の企業からも、円滑な企業活動に支障が生ずるのではないかと強い懸念が表明されていること、

この懸念のために、各企業がハローワークへの求人提出を躊躇し、全国の求人確保に支障が生ずるおそれもあり、このことはハローワークのセーフティネット機能にマイナスとなること

等からも適当ではないと考えている。

ハローワークは、求人受理に際し、不適切な点があれば、その是正を指導した上で受理している。このため、労働基準法や最低賃金法に違反する求人はないものであり、職業紹介に際し、求職者に不利益が及ぶことはないような仕組みとなっているところである。

(回答に対する指摘・質問等)

企業指導情報は、「ハローワーク内でも企業指導を担当する職員のみが取り扱うことができる職業紹介事業には使用できない」とあるが、これは、システム上、職業紹介担当の職員には閲覧できない仕組みとなっているという意味か。

求職者の利益を考えた場合、企業に関する必要な情報としてどのようなものを提供することが考えられるか。

【回答】

求人受理の段階や、職業紹介の過程において法令違反の疑いが生じた場合など企業指導を行うことがあり、その際に記録するものである。これらは企業指導業務以外に利用するという性格のものではない。

企業に関する情報について、事業所訪問等の際に入手した企業のパンフレット等は、求職者、官民双方の窓口の職員でも利用可能とするなど、効果的なサービスが提供されるように工夫していきたい。

求職者選別・求人求職者情報管理の問題

【求職者選別】

就職困難者を民間委託の対象とする場合の委託の方式をどのようにするか（就職目標等の設定が適切か。それ以外の適切な方法があるか等。）

求職者の選別を行わないための仕組みの整備をどのようにするか。

- ・ 就職困難者を誰がどのようにして判定するか。
- ・ 窓口利用者に対するアンケートは、どのようなものが考えられるか。
- ・ ディスインセンティブ方式は、どのようなものを考えているか。
- ・ 他の方策としてどのようなものが考えられるか。
- ・ 例えば、就職困難度の高い求職者について別契約とし、就職した場合に成功報酬を支払う、といった方法については、どう考えるか。

(回答)

求職者選別を回避するための方策として、

窓口利用者に対するアンケートを義務付け、求職者の選別の有無等を確認すること、

就職困難度が高い求職者の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスインセンティブ方式を導入すること等を検討している。これ以外の方策についても検討していきたい。

今後、具体的内容を検討していく必要があるが、就職困難者の判定は、障害者手帳、求職申込書の記載事項（年齢、家族状況等）に基づき、それぞれの窓口において行うことを想定している。

なお、今回の市場化テストは、セーフティネットとして就職困難者を含めその対象とするものであり、就職困難者のみ別契約というものはあり得ない。また、就職困難者について民間事業者に契約上一定の就職件数の目標を掲げることは当然であり、一人でも就職させれば成功報酬を支払う方式は適切ではないと考えている。

(回答に対する指摘・質問等)

ディスインセンティブ方式を導入した場合、民間事業者がディスインセンティブに係る求職者を取り扱うことを回避するような事態は想定されないか。このような事態を防止するためにどのような方策が考えられるか。

外形的に判断することが困難な就職困難者について、誰がどのように就職困難者であることを判定するのか。

【回答】

委託費が減額されることになることから、ご懸念のような事態は想定しにくいと思うが、ディスインセンティブ方式の具体的内容は、今後検討していきたい。

窓口において、障害等を自ら申告せず、外形的に判断できない場合には、一義的には就職困難者として取り扱うことにはならないが、受託事業者において就職困難者が否かについて疑義が生じた場合、都道府県労働局に設置する協議窓口担当者に連絡の上、判定する仕組みを考えたい（就職困難の内容については、職業相談のためにも可能な限り、求職者に予め求職票に記入してもらうようにしたい。）。

【求人求職者情報管理】

民間事業者が得られる求人求職情報の適正利用、守秘義務について行為規制を課すとしているが、具体的にどのような手当て（法特例その他）が考えられるか。

（回答）

求人求職情報の不適正利用をチェックするためのシステムとして、

- ・ 窓口利用時に求人者・求職者に対し、求人・求職情報の適正な利用ルールの存在、相談方法をリーフレット等で十分に周知すること、
 - ・ 不適正利用（派遣先の確保、DM送付・電話勧誘、窓口での派遣登録、自社求人のご案内等）に係る求人者・求職者からの相談・苦情窓口、投書箱を設置すること、
 - ・ 全国求人情報が入った電子媒体の複製の制限や、利用後の回収、ハローワーク内でのみの利用に限定する仕組み
- 等を検討している。これ以外の方策についても検討していきたい。

その他

【入札参加資格等】

「一定数の正社員の確保」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

（回答）

国が配置している常勤職員数を踏まえ、ハローワークの無料職業紹介事業を適正かつ確実に実施できる体制として、職業紹介に関する知識経験を有する者であって、必要な数の正規雇用の者を専任として配置することを念頭においている。

労働関係法令違反企業を入札から排除するとあるが、どのような法令違反が排除の対象となるか。

（回答）

職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働者の働く環境や職業の安定にかかわる法令の違反などを念頭においている。

【イコールフットिंगの確保】

官民のイコールフットिंगを確保するために、求人・求職情報へのアクセスの問題のほかに必要な措置、留意すべき事項としてどのようなものが考えられるか。民間事業者の創意工夫の余地を確保するために、民間事業者が事業を実施するに当たって、どの程度の自由度を認めるか。

（回答）

民間事業者の創意工夫の内容が不明な中で、具体的な議論はできないが、可能な範囲で創意工夫を阻害しないような仕組みにしたいと考えている。

現在のハローワークにおいて、職業紹介部門と求人開拓員との間の連携はどのように行われているのか（求人票に記載されない求人企業の生の情報、例えば、経営者の人柄や社風などを直接企業に接している求人開拓員との情報交換によって入手したりすることはないか。）

また、民間事業者によって職業紹介が行われる場合にも、イコールフットिंगの確保の観点から、官による場合と同様に求人開拓員との連携が図れるようにする必要があるのでないか。

【回答】

事業所訪問等の際に入手した企業のパンフレット等は、求職者、官民双方の窓口の職員でも利用可能としたい。その点を含め、受託事業者からの求めに応じ、個別求人開拓を行うなど窓口間の調整はあり得るものと考えており、その具体的な調整方法については、受託事業者とも相談の上、適切に実施してまいりたい。

建設・港湾労働者の職業紹介を民間事業者が適切に実施するために、どのような方法が考えられるか。

（回答）

公共サービス改革法を改正し、民間職業紹介事業者が建設・港湾運送業務に係る職業紹介を実施することを可能とする必要がある。

【情報の開示】

民間事業者からは、市場化テストに当たって、ハローワークの業務実態とコストに関する情報の詳細な開示を求める声があるが、具体的にどのような情報を開示することが適切か。

（回答）

市場化テストの対象となるハローワークの業務内容及びコストについては、人材銀行事業やキャリア交流プラザ事業と同様に、「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」を踏まえ、適切に開示できるようにしていく考えである。

【事業開始時期】

諮問会議の民間議員ペーパーにおいては、「早急に所要の準備に取り組み、平成20年度に実施すべき」とされているが、実施要項の審査、民間事業者への周知、落札者への十分な引継ぎ等について、どの程度の時間が必要か。

（回答）

厚生労働省としては、

公共サービス改革法に職業安定法の特例措置（建設業務等の職業紹介を民間職業紹介事業所も行うことができるようにするもの）を設ける必要があること、

ハローワークの大部分の求職者を対象にした無料職業紹介を行うものであり、従前の市場化テストに比べ、取り扱う求人求職情報が増加し、障害者をはじめ様々な利用者に対応することになるため、また、受託事業者に対する情報の適正利用、守秘義務違反について厳格な行為規制を課す仕組みや、求職者選別を行うことを回避する仕組み等新たな仕組みを導入することが必要であることから、そのための制度設計及び準備が必要であること、

部門の見直しや庁舎のレイアウト変更が必要であること

等から、これまでのハローワーク事業の市場化テストに比して十分な準備期間が必要と考えている。

【法令改正】

法律の特例については、人材銀行と同様の措置（取扱職業の範囲の制限に関する職業安定法第32条の11に関する特例）を設ければ十分か。それ以外に法特例を設けないことについて、官と民のイコルフットィングを確保するとの観点から問題が生じないか。

- ・例えば、公共職業安定所は、公共職業能力開発施設の行う職業訓練のあっせんを行うこととされている（職業安定法19条）が、同条に関する法令の特例を設けなくても、民間事業者にも官と同様のあっせんが認められるのか。

（参考）公共職業安定所に関する主な規定

- ・公共職業安定所が行うこととされている業務
求人・求職の開拓（18条1項）、公共職業訓練のあっせん（19条）、職業指導の実施（22条）など
- ・公共職業安定所が行うことができるとされている事項
関係者への協力等の要請（18条2項、24条）、適性検査の実施（23条）など

政省令の制定等は必要か。

（回答）

公共サービス改革法において、人材銀行事業と同様の特例措置を定める必要があると考えている。詳細は省令で定める必要があると考えている。

（回答に対する指摘・質問等）

回答は、「人材銀行と同様の特例措置」以外には、特例は不要との趣旨か。

職業安定法、雇用保険法等の公共職業安定所や職業紹介等に係る各規定について、法特例を設ける必要があるのかを、個別・具体的に検討していく必要があるのではないかと。

【回答】

職業安定法（以下「法」という。）18条1項の求人又は求職の開拓、法22条の職業指導、法23条の適性検査については、法における公共職業安定所の業務等を規定しているものであり、民間事業者が行うことを排除しているものではないため、受託事業者が求人又は求職の開拓、職業指導、適性検査を行うことは可能である。

法19条に定める公共職業訓練のあっせんについては、職業訓練の定員の枠内で、行政機関として職業能力開発施設との調整を行う必要があるため、職業能力開発施設へのあっせん事務（訓練校との連絡調整、受講の手続き）については官の窓口において行うが、その前段階の職業訓練の相談や勧奨については受託事業者に行っていた上で、官の窓口で必要な調整を実施する考えである。

法18条2項に定める求人又は求職の開拓に関する地方公共団体への協力の要請、法24条に定める公共職業能力開発施設との連携については、受託事業者からの申出に基づき、官が窓口となって実施することとしたい。

こうしたことから、現行の職業安定法令に係る「人材銀行との同様の特例措置」以外の特例措置は特段、不要と考えているが、詳細は引き続き検討していきたい。

【条約との関係】

ILO88号条約との関係については、どのような整理としているのか。

（回答）

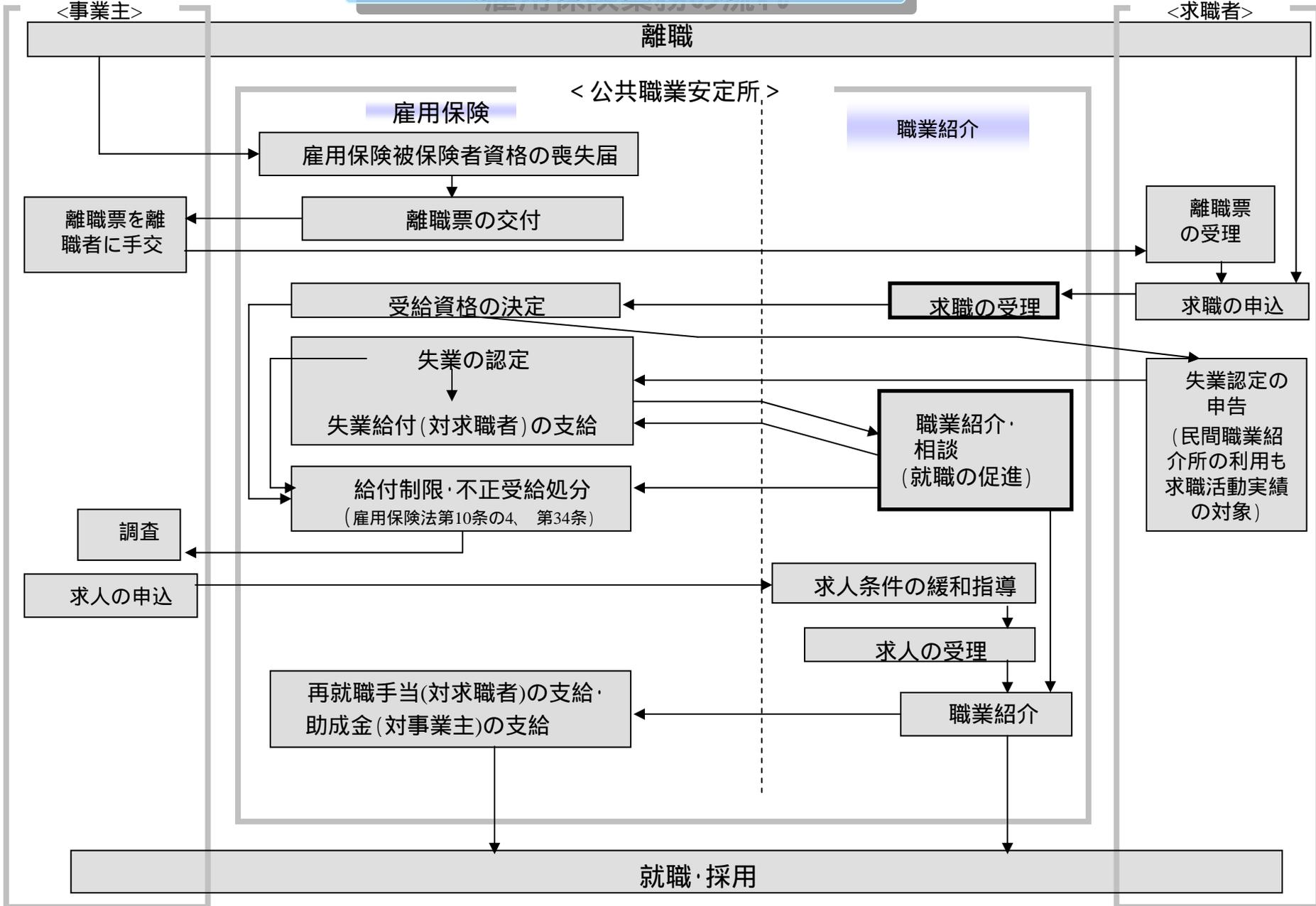
新たに実施する市場化テストは、障害者や母子家庭の母などの就職困難者を含めハローワークの本庁舎内の職業紹介部門に民間委託部門を併設する形態により実施するものである。この提案では、官が行う職業紹介窓口と民間委託した職業紹介窓口が併設されるものであり、官が行う職業紹介窓口があることで、公務員が職業紹介を実施する全国ネットワークの無料職業紹介機能は基本的に維持され、ILO第88号条約

が求める内容を担保できる仕組みであり、同条約に違反しないものと考えている。

官が行う職業紹介窓口を設置せず、一のハローワークの職業紹介業務を全て民間委託する方法については、ILO第88条約に違反すると考える。

市場化テストの具体的制度設計に係る上記回答は、現時点の厚生労働省の考え方を整理したものであり、今後の検討によって変わり得るものである。

雇用保険業務の流れ



(注) の部分が、特に職業紹介と雇用保険の連携のメリットが生ずる部分、
 の部分を一体的に行うことにより、雇用保険の不適正支給、濫給や過小給付等を防止できる。
 、 は同時に行われることも多い。

[参照条文]

職業安定法(昭和22年法律第141号)(抄)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一～六 (略)

七 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六条)の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介又は職業指導を行い、雇用保険制度の健全な運用を図ること。

雇用保険法(昭和49年法律第116号)(抄)

(失業の認定)

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者(次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。)が失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。)について支給する。

2 前項の失業していることについての認定(以下この款において「失業の認定」という。)を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3～5 (略)

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～五 (略)

2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 (略)

雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)(抄)

(失業の認定の方法等)

第二十八条の二 管轄公共職業安定所の長は、失業の認定に当たつては、第二十二条第一項の規定により提出された失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認するものとする。

2 管轄公共職業安定所の長は、前項の確認の際に、受給資格者に対し、職業紹介又は職業指導を行うものとする。

ハローワークの求人情報について

別紙2

		自己検索端末装置・総合的雇用情報システム(共通)	インターネットサービス(電子媒体等により受託事業者に提供)
事業所名			
所在地	郵便番号		
	住所		
	電話番号		
	FAX		
	URL・Eメール		
会社の特徴、創業時・資本金			
事業内容			
従業員(当該事業所、女性、企業全体)			
入居可能住宅			
加入保険等			
利用可能な託児所			
マイカー通勤			
住宅、託児所、マイカー通勤に関する特記事項			
定年制・再雇用・勤務延長			
労働組合の有無			
育児休業、介護休業取得実績			育児休業のみ表示
選考(場所・日時・携行品等) イメージデータ			
担当者(氏名・連絡先等)			連絡先のみ表示
職種			
年齢			
採用人数			
就業場所(就業場所、転勤、最寄り駅からの距離)			就業場所のみ表示
雇用形態			
就業形態			
雇用期間			
仕事の内容			
学歴			
必要な経験等			
必要な免許資格			
賃金形態	日額・時給・年俸の額		
	賃金締切日・支払日		
毎月の賃金			
昇給・賞与			
通勤手当			
就業時間			
時間外			
休憩時間			
休日			
週休二日制			
年間休日数			
備考			
求人条件に係る特記事項			

:事業所名等の公開を了解している求人

求職情報について

氏名
現住所
電話番号
携帯
生年月日
年齢
性別
学歴・履修科目
家族構成(扶養家族の有無・人数、就業上留意を要する家族等)
仕事をする上で身体上注意をする点
公共職業訓練受講歴
免許・資格
就職についての希望
希望の仕事
就職希望地
希望勤務時間
希望収入
希望休日
経験した主な職業(職歴)
最終の職業
事業所名
働いていた主な仕事
退職理由
退職時の税込月収

ハローワーク等分科会 委員懇談会資料

平成19年7月5日
厚生労働省

雇用保険法第十五条に定める求職の申込み、及び雇用保険法施行規則第二十八条の二に定める失業の認定に当たっての職業紹介又は職業指導の手続きについて具体的に説明されたい。

特に、失業認定申告書の確認の際の職業紹介等は、確認の当日に実施することが義務付けられているのか（確認の前でもよいのか、後日でもよいのか）。事実を正確に確認し、通達等があるのであればお示しいただきながら、回答されたい。

（回答）

1．最近の経緯

平成 14 年 9 月 失業認定の在り方の等を見直し。

・失業認定申告書の改正等認定業務の厳格化を図る。

平成 18 年 4 月 失業認定日における認定対象者の職業相談又は職業紹介（以下「職業相談等」という。）を原則（ ）とすることを指示。

（ ）初回認定日は全員相談に努める。対応が困難な場合、認定前の相談回数の少ない者等に限定可。なお、従前より受給資格決定時は、公共職業安定所に求職申し込みを行った者に限っている（雇用保険法第 15 条第 2 項）。

平成 19 年 2 月 失業認定日における職業相談等を確実にするため、失業認定日における全員相談が実施できない所を中心に、認定時間の設定をさらに工夫すること。

初回認定日においては必ず、職業相談部門において全員相談を実施すること。

必要があれば、認定・給付部門で職業相談を行えるよう配慮すること。

を指示。

平成 19 年 4 月 雇用保険施行規則の改正（省令上明確化）。

・雇用保険法施行規則第 28 条の 2 第 2 項を追加。

2．実施状況について

(1) 概況

上記省令、通達等に従い、各公共職業安定所において、失業認定日における認定対象者の職業相談等を原則実施しているものと把握している。

(2) 飯田橋公共職業安定所の現状について

具体的な御指摘のあった上記公共職業安定所について、東京労働局を通じて改めて調査。

現在、同所では、失業認定日における認定対象者全員の職業相談等を実施。

3．今後の取り組み

失業認定日における認定対象者への職業相談等の実施について、今後とも徹底を図る。

(参考) 失業認定日における認定対象者への職業相談等の実施に係る指示及び関係法令

平成 18 年 4 月 10 日付け通達(職保発第 0410001 号・職首発第 0410004 号)(抜粋)

1．職業紹介・相談時間を確実に確保するための認定日、認定時間の設定

受給資格者の職業相談を的確に実施するため、例えば失業の認定後に職業相談部門に誘導するようにするとともに、当該受給資格者を確実に相談部門に誘導するため受給資格者証の返付を職業相談部門で行う等窓口の状況に応じ必要な工夫を行う。

(中略)

今回の全国実施に伴い、月曜から金曜までの午前、午後すべてに

ついて認定時間が設定されるケースが増加すると考えられることから、このような場合については、職業相談部門と協議の上、当該一の認定時間に来所する受給資格者のうち特定の者について職業相談が行えるよう対象者の選定を行っても差し支えない。

ただし、このように一部の者に相談を実施する場合であっても、初回認定日については全員相談を実施するよう努める。

平成 19 年 2 月 1 日付け通達（職保発第 0201001 号・職首発第 0201001 号）（抜粋）

認定時間の設定については、各所の実情に応じて行うこととしているが、失業の認定日における全員相談が実施できない所を中心に、週に数回程度は午後の時間帯にも認定時間を設定するよう工夫すること。なお、初回認定日においては必ず、職業相談部門において全員相談を実施すること。

通常の午後の職業相談部門の混雑の状況等の理由により、午後の認定時間の設定が困難と判断している場合は、認定・給付部門において職業相談が行えるように必要な配慮を行うこと。

職業安定法（抄）

（政府の行う業務）

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

七 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介又は職業指導を行い、雇用保険制度の健全な運用を図る。

雇用保険法（抄）

（失業の認定）

第十五条 （略）

2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生

労働省令の定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをしなければならない。

雇用保険法施行規則（抄）

（失業の認定）

第二十二條 受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、失業認定申告書（様式第十四号）に受給資格者証（公共職業安定所が作成する求職活動に関する計画の交付を受けた者にあつては、当該計画及び受給資格者証）を添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない。

（以下 略）

（失業認定の方法）

第二十八條の二 管轄公共職業安定所の長は、失業認定に当たつては、第二十二條第一項の規定により提出された失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認するものとする。

2 管轄公共職業安定所の長は、前項の確認の際に、受給資格者に対し、職業紹介又は職業指導を行うものとする。

失業認定の際、労働の意思を確認するにあたり、就職活動を官の窓口で行ってきた者と民の窓口で行ってきた者では、認定を行う担当官の心証として取扱いに差が出てくることが懸念されるが、どのように対処しようと考えているか。

(回答)

- 1．現在、失業認定の際、求職活動の状況を確認するに当たっては、公共職業安定所の活用と同様、民間の職業紹介機関を活用している場合についても、求職活動の一類型として取り扱っている。
- 2．現在の取り扱いでは、公共職業安定所を活用する場合と民間の職業紹介機関を活用する場合とで、特段の差を設けるような指示はしていないところである。
- 3．職業紹介業務の市場化テストを実施するに当たっては、公共職業安定所を活用する場合と市場化テストにより設置された民間の窓口を活用する場合とで、失業認定の際、特段の差を設けないよう各公共職業安定所に指示する。

都道府県労働局

総務部
(調整・会計・人事)

職業安定部
(ハローワークの指導等)

労働基準部
(労働基準監督署の指導等)

雇用均等室
(雇用均等行政)

監督・調整

調整窓口

業務指導

ハローワーク

責任者

所長

受託事業者
運営窓口(民間)

直接運営窓口(国)

調整窓口(総務部に設置)

受託事業者・直接運営窓口間
の業務上の調整

その他市場化テストの実施に
伴い発生した課題に係る対応

上記窓口の対応状況について
は、厚生労働省の市場化テスト
評価委員会にも報告。

〔参考〕

厚生労働省組織規則（抄）

第七百五十八条

都道府県労働局に、次の三部及び一室を置く。

総務部

労働基準部

職業安定部

雇用均等室

- 2 前項の部及び室のほか、東京労働局に労働保険徴収部及び需給調整事業部を、愛知労働局及び大阪労働局に需給調整事業部を置く。

市場化テスト評価委員会の概要

1. 目的

ハローワーク関連事業については、規制改革・民間開放推進会議(現在の規制改革会議)における議論を踏まえ、平成17年6月から市場化テストのモデル事業を実施するとともに、平成19年4月から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)、「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月5日閣議決定)等に基づく市場化テストを実施している。

この実施に当たり、実施要項の策定や入札の際の企画書の評価基準の策定、実際の企画書の評価、実績評価等を中立・公正に行う等のため、学識経験者や業界関係者などからなる市場化テスト評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置している。

2. 検討事項

評価委員会においては、以下の事項について検討等を行う。

- (1) 仕様書・実施要項に記載すべき事項
- (2) 企画書及び事業実績の評価基準の策定
- (3) 実際の企画書及び事業実績の評価
- (4) その他検討を必要とする事項

3. 委員

別紙のとおり

4. 開催実績

平成17年2月より10回開催(直近の開催は、平成19年3月29日)

評価委員会においては、ハローワーク関連事業の市場化テストに加え、(独)雇用・能力開発機構が実施する事業(アビリティーガーデンにおける職業訓練事業)のモデル事業についても事業実績の評価以外の検討等を行う。

委員名簿

〔学識経験者等〕

黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授【座長】
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
八代 尚宏	国際基督教大学教授
野部 明敬	(社)日本人材紹介事業協会専務理事
三沢 孝	(社)全国民営職業紹介事業協会専務理事代行

〔行政側〕

生田 正之	厚生労働省職業安定局総務課長
水野 知親	厚生労働省職業安定局首席職業指導官

(平成19年3月29日 現在)

事業主団体代表者は、応札した民間事業者の企画書の評価には参加しない。

次の委員については、(独)雇用・能力開発機構が実施する事業(アビリティーガーデンにおける職業訓練事業)のモデル事業の検討等を行う場合、評価委員会に参加する。

- ・氏原憲二(全国専修学校各種学校総連合会総務委員会厚生労働省担当部会長)
- ・森岡雅人(厚生労働省職業能力開発局総務課長)
- ・久保村日出男(厚生労働省職業能力開発局能力開発課長)

[ホーム](#) | [新着情報](#) | [窓口一覧](#) | [よくあるご質問](#) | [ご意見](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

[大臣等記者会見](#)

閣議後記者会見概要

(H19.07.24(火)09:00～09:07 省内会見場)

【広報室】

《閣議等について》

(大臣)

おはようございます。本日の閣議ですけれども、閣僚からの発言は、ございませんでした。閣僚懇に参りまして、発言は、なくて、ただ総理からは、いよいよ終盤でありますので、各閣僚も頑張ってくださいというご挨拶がありました。以上でございますが、今日、私どもからこの機会をお借りして発表をさせていただくことが1件ございます。これは、かねて経済財政諮問会議におきまして、提案をし、また了承を頂いておりました、ハローワークの市場化テストでございますけれども、これにつきまして、どこで行うかというその実施箇所が決定をいたしました。東京都23区内のハローワーク2ヶ所という事で方針は、決められておりましたが、今回、渋谷のハローワークと墨田のハローワークでもって市場化テストを行うということになりましたので発表をさせていただきます。かねて私からも申し上げておりましたとおり、両方で並行して窓口を作りますので、あまり小さい所ではそういうことはできないということで、そうするとかなりの規模ということで、100名以上くらいのハローワークを一つの基本的な考え方で適当な場所を探しておりましたが、今回、渋谷と墨田ということで非常にある意味でテストをするのにはふさわしいということで決定させていただきました。以上です。

《質疑》

(記者)

そのハローワークの関係ですけれども、今後の見通し、例えば1年とか2年とかでテスト結果が出て、その後どうなるかというあたりをご説明いただけますか。

(大臣)

これは、20年度内にスタート、若干、いろいろ準備もかかるということで、20年度内にスタートするわけですが、これ、まさに窓口を並行して置きますのでかなり競争的な仕事ぶりということが期待できようかと。元々ですね、ハローワークの方も、他の市場化テストの時もそうですけれども、民間の方々が仕事を運ぶ、運営の仕方というのはやっぱりちょっと官が今までやってきたのと違いまして、なるほどなというところがかなりいろいろあるようですので、そういう意味では、非常に参考になるのではないかと考えています。いずれにいたしましても、この市場化テストというのは、ハローワークは、やっぱり全部民にするということが条約上できないんですね。そういう意味で、一定の制約があるんですけれども、しかし、その市場化テストの実はできるだけ上げていただきたいと考えています。

(記者)

今おっしゃった市場化テストの実というところなのですが、どういうところを比較というか、評価の対象にしたいとお考えなのですか。

(大臣)

これはですね、サービスの仕方も、実際に窓口に来られた時のサービスの仕方が、まずハローワークの大きなポイントかと思いますが、その前のいろいろ求人を出していただく際の、求人サイドとのいろいろな折衝というものがあるわけでございます。これは、最近、年齢制限というのはいろいろと法規上も手当てをしているわけですが、従来、自主的な努力をしているような時には、かなり説得して、その年齢制限の募集要項のところはいろいろ考え直していただくというようなことが実際にあったわけで、それで、今日、50%以上の、年齢制限をつけない求人というものが実現できたわけですが、それやこれやいろいろ、実際に企業から求人が出る場所、あるいは、企業から求人を出していただくところ、こういうようなところでもいろいろな働きかけが事実上行われる。官と民のアプローチの違いというか、そういったことがあって、それが結果にいろいろと反映するのではと、このように考えています。

(記者)

今の件ですけれども、テストの期間の目途というのがありますか、それと、他の地域への拡大なども考えておられますでしょうか。

(大臣)

これは、少なくとも1年ぽっきりとかということではなくて、3年、そこでやっていただくということになるかと思えます。その後、拡大するかということについては、まだちょっと私ども考えておりません。元々、経済財政諮問会議の方は、東京都23区内というようなお話でしたので、なかなかこれ、先ほども言ったように、ILO条約があるものですから、その受け入れるかどうかというところで、かなり難しい問題があったのですが、踏み切ろうということでやりました。それを何と言っても、やってみての状況、実績、そういったものを見て、またいろいろ何か新しいことは考えるのだったら考えるべきだろうと、このように考えます。

(了)

[トップへ](#)

[大臣等記者会見](#) [厚生労働省ホームページ](#)

雇用保険法（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）（抜粋）

（定義）

第四条

- 3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

（失業の認定）

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

- 2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

- 3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適應することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

- 4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

- 5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介

され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行うものとする。

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不相当であると認められるとき。
 - 二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。
 - 三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。
 - 四 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。
 - 五 その他正当な理由があるとき。
- 2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。
- 3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

雇用保険法施行規則（昭和五十年三月十日労働省令第三号）（抜粋）

（受給資格の決定）

第十九条 基本手当の支給を受けようとする者（未支給給付請求者を除く。）は、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票に運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類（当該基本手当の支給を受けようとする者が離職票に記載された離職の理由に関し異議がある場合にあつては、当該書類及び離職の理由を証明することができる書類）を添えて提出しなければならない。この場合において、その者が二枚以上の離職票を保管するとき、又は第三十一条第三項若しくは第三十一条の三第三項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

- 2 管轄公共職業安定所の長は、前項の基本手当の支給を受けようとする者が第三十二条各号に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者が同号に該当する者であることの実を証明する書類の提出を命ずることができる。
- 3 管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が、法第十三条第一項の規定に該当すると認めるときは、法第十五条第三項の規定によりその者が失業の認定を受けるべき日（以下この節において「失業の認定日」という。）を定め、その者に知らせるとともに、受給資格者証に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。
- 4 管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が法第十三条第一項の規定に該当しないと認めるときは、離職票にその旨を記載し、返付しなければならない。

（失業の認定）

第二十二条 受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、失業認定申告書（様式第十四号）に受給資格者証（公共職業安定所が作成する求職活動に関する計画の交付を受けた者にあつては、当該計画及び受給資格者証）を添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない。

- 2 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行つたときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付しなければならない。
- 3 前条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。

（失業の認定の方法）

第二十八条の二 管轄公共職業安定所の長は、失業の認定に当たつては、第二十二条第一項の規定により提出された失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認するものとする。

- 2 管轄公共職業安定所の長は、前項の確認の際に、受給資格者に対し、職業紹介又は職業指導を行うものとする。

求人情報検索

お役立ち情報
(仕事をお探しの方)お役立ち情報
(事業主の方)ハローワーク
所在地情報

お役立ち情報 (仕事をお探しの方)

[TOP](#) > [お役立ち情報\(仕事をお探しの方\)](#) > 雇用保険手続きのご案内

雇用保険手続きのご案内

雇用保険では、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行っていただいた上で、[失業等給付](#)を支給しております。このうち、基本手当(いわゆる通常の失業給付)を受給するに当たっては、ハローワークで以下の手続きをしていただく必要があります。

[雇用保険制度についてはこちら](#)

[失業等給付についてはこちら](#)

[基本手当について](#)

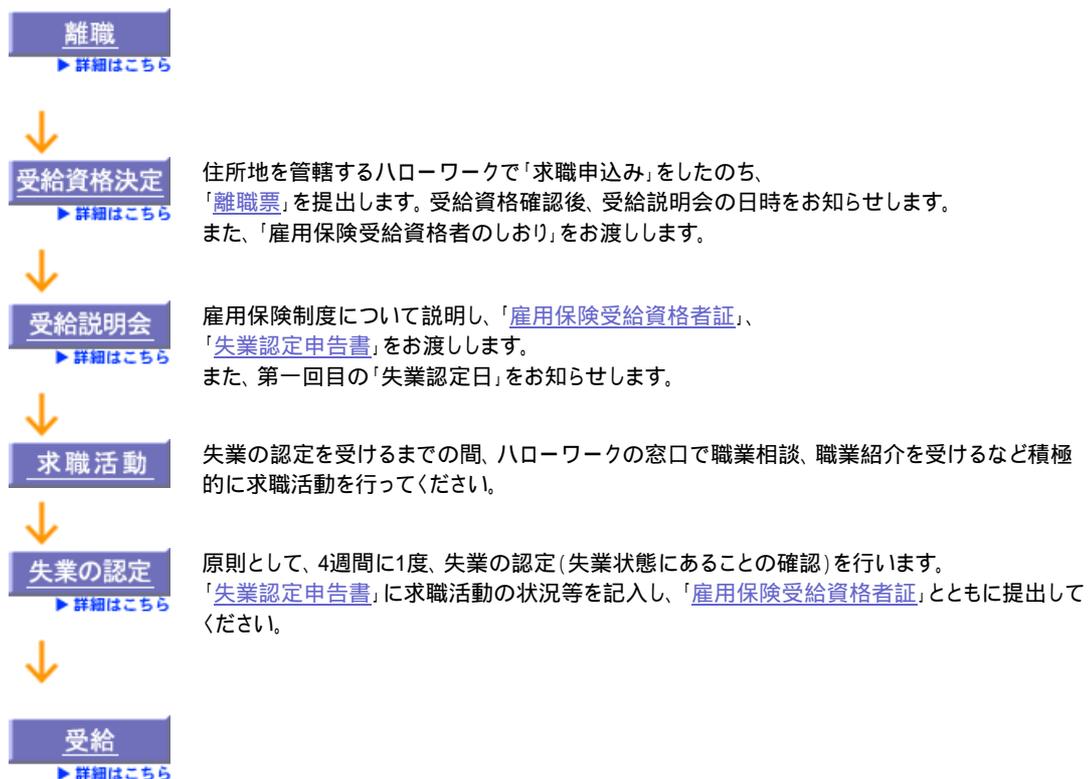
[就職促進給付](#)

[教育訓練給付](#)

[雇用継続給付](#)

▼手続きの概要

具体的な手続きについてももう少し詳しく知りたい方は[こちら](#)をご覧ください。



認定日はもちろん、それ以外の日もお気軽に職業相談・紹介窓口をご利用ください。

職業に就いた場合

職業に就いた場合であって、かつ支給残日数が多い等、要件を満たす場合は、[就業促進手当](#)が支給されますので、手続きをしてください。

[就業促進手当についてはこちら](#)

[Q&A](#) | [ご利用に当たって](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [リンク集](#) | [お問い合わせ先](#) | [サイトマップ](#) **厚生労働省職業安定局**

このホームページを利用する場合は、Internet Explorer5.0以上またはNetscape Navigator4.7以上をご使用ください。
All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

求人情報検索

お役立ち情報
(仕事をお探しの方)お役立ち情報
(事業主の方)ハローワーク
所在地情報

お役立ち情報 (仕事をお探しの方)

[TOP](#) > [お役立ち情報\(仕事をお探しの方\)](#) > [雇用保険手続きのご案内](#) > 具体的な手続き

具体的な手続き

1. 離職

できれば在職中に「[雇用保険被保険者証](#)」の有無を確認してください。

また、会社がハローワークに提出する「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「離職証明書」については、離職前に本人が記名押印又は自筆による署名をすることになっていますので、離職理由等の記載内容についても確認してください。

離職後、「[雇用保険被保険者離職票\(-1、2\)](#)」が届きます(受取りに行く場合もあります)。

なお、会社から離職票が交付されない場合や、事業主が行方不明の場合等については、住居地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

2. 受給資格の決定

住居を管轄するハローワークに行き、「求職の申込み」を行ったのち、「[離職票](#)」を提出します。

[ハローワークの住所・管轄等についてはこちら](#)

以下の書類が必要ですので持参してください。

- ・ [雇用保険被保険者離職票\(-1、2\)](#)
- ・ [雇用保険被保険者証](#)
- ・ 本人確認、住所及び年齢を確認できる官公署の発行した写真つきのもの
(運転免許証、住民基本台帳カード(写真つき)等)
- ・ 写真(たて3cm×よこ2.5cmの正面上半身のもの)2枚
- ・ 印鑑
- ・ 本人名義の普通預金通帳(郵便局は除く)

ハローワークでは、受給要件を満たしていることを確認した上で、受給資格の決定を行いません。
このときに、離職理由についても判定します。

[受給要件についてはこちら](#)

[離職理由の判定手続きの流れについてはこちら](#)

[特定受給資格者の範囲についてはこちら](#)

受給資格の決定後、受給説明会の日時をお知らせします。

また、「雇用保険受給資格者のしおり」をお渡しします。

3. 雇用保険受給者初回説明会

指定の日時に開催されますので、必ず出席してください。

「雇用保険受給資格者のしおり」、印鑑、筆記用具等を持参してください。

受給説明会では、雇用保険の受給について重要な事項の説明を行いますので、説明をよく聞いて、制度を十分理解してください。

また、「[雇用保険受給資格者証](#)」、「[失業認定申告書](#)」をお渡しし、第一回目の「失業認定日」をお知らせします。

4. 失業の認定

原則として、4週間に1度、失業の認定(失業状態にあることの確認)を行います。

指定された日に管轄のハローワークに行き、「[失業認定申告書](#)」に求職活動の状況等を記入し、

「[雇用保険受給資格者証](#)」、「[求職活動計画](#)」(ハローワークの職業相談担当窓口から交付を受けている方に限りません。)とともに提出してください。

「失業」とは、離職した方が、「**就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就かず、積極的に求職活動を行っている状態にある**」ことをいいます。

したがって、次のような状態にあるときは、失業給付を受けることができません。

- ・ 病気やけがのために、すぐには就職できないとき
- ・ 妊娠・出産・育児のため、すぐには就職できないとき
- ・ 定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているとき
- ・ 結婚などにより家事に専念し、すぐに就職することができないとき

さらに、基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間(認定対象期間、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間)中に、**原則として2回以上**(基本手当の支給に係る最初の認定日における認定対象期間中は1回)の求職活動(就職しようとする意思を具体的かつ客観的に確認できる積極的な活動のことをいいます。)の実績が必要となります。**40**

また、自己都合などで退職された場合、離職理由によっては、待期期間満了後3ヶ月間は基本手当が支給されません(離職理由による給付制限)が、この期間とその直後の認定対象期間をあわせた期間については、**原則として3回以上の求職活動の実績が必要**となります。

なお、ハローワークの紹介窓口で「**求職活動計画**」の交付を受けた方は、これに沿った求職活動実績が必要となります。

「求職活動計画」とは、ハローワークが計画的な求職活動への支援が必要であると認められた方に交付する計画書のことをいいます。

求職活動の範囲(主なもの)は、次のとおりであり、単なる、ハローワーク、新聞、インターネットなどでの求人情報の閲覧、単なる知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません。

- ①求人への応募
- ②ハローワークが行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、各種講習、セミナーの受講など
- ③許可・届出のある民間機関(民間職業紹介機関、労働者派遣機関)が行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、求職活動方法を指導するセミナー等の受講など
- ④公的機関等(雇用・能力開発機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が実施する職業相談等を受けたこと、各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加など
- ⑤再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験

原則として、就職や就労をした各日については、その前提として、求職活動が行われたものとみなされます。また、公共職業訓練等の受講期間中や、採否通知を待っている間など、上記の求職活動実績を必要としない場合があります。

求職活動の実績については、利用した機関等への問い合わせ等により、ハローワークが事実確認を行うことがあります。

求職の申込み後の、失業の状態にある7日間は、基本手当は支給されません。これを「待期」といいます。

本来は、基本手当を受けられないにもかかわらず、**虚偽の申告**などにより基本手当の支給を受けようとした場合には、**不正受給**として**それ以後の支給がすべて停止され、厳しい処分**が行われます(他の給付も同様です。)。次のようなことは、絶対に行わないようにしてください。

- ①**求職活動の実績**がないにもかかわらず、失業認定申告書にその実績について**虚偽の申告**をする。
- ②**就職や就労**(パート、アルバイト、日雇、試用期間なども含みます。)をし、また、**自営**を開始した場合に、そのことを失業認定申告書で**申告しない**。
- ③**内職や手伝い**をした事実や収入を**かくしたり、偽った申告**をする。

5. 受給

失業の認定を行った日から約1週間程で、指定した金融機関の預金口座に基本手当が振り込まれます。

再就職が決まるまでの間、**所定給付日数**(基本手当が支給される最高日数)を限度として、「失業の認定」、「受給」を繰り返しながら仕事を探すことができます。

所定給付日数は、離職理由、離職時の年齢、被保険者であった期間等によって異なります。

[所定給付日数についてはこちら](#)

なお、基本手当を受けられる期間は、原則として離職の翌日から1年間です。

(これを過ぎると、所定給付日数の範囲内であっても基本手当が受けられませんので、ご注意ください)。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部又は、お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

Q&A | ご利用に当たって | 個人情報の取扱いについて | リンク集 | お問い合わせ先 | サイトマップ | 厚生労働省職業安定局

このホームページを利用する場合は、Internet Explorer5.0以上またはNetscape Navigator4.7以上をご使用ください。
All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

様式第6号(1)
 交付番号 1
 交付年月日 140110
雇用保険被保険者 離職票 1
 資格喪失確認通知書(被保険者通知用)

① 被保険者番号 4800-010566-2
 ② 離職票番号 500401
 ③ 離職年月日 131231
 ④ 被保険者種別・区分 1
 ⑤ 資格喪失年月日 131231
 ⑥ 離職理由 1
 ⑦ 離職時年齢 45
 ⑧ 支払方法 0
 ⑨ 支払希望金融機関 0
 ⑩ 支払希望金融機関コード 0
 ⑪ 支払希望店舗コード 0
 ⑫ 支払希望口座番号 0
 ⑬ 支払希望口座種別 0
 ⑭ 支払希望口座名義人 0
 ⑮ 支払希望口座種別 0
 ⑯ 支払希望口座名義人 0
 ⑰ 支払希望口座種別 0
 ⑱ 支払希望口座名義人 0
 ⑲ 支払希望口座種別 0
 ⑳ 支払希望口座名義人 0
 ㉑ 支払希望口座種別 0
 ㉒ 支払希望口座名義人 0
 ㉓ 支払希望口座種別 0
 ㉔ 支払希望口座名義人 0
 ㉕ 支払希望口座種別 0
 ㉖ 支払希望口座名義人 0
 ㉗ 支払希望口座種別 0
 ㉘ 支払希望口座名義人 0
 ㉙ 支払希望口座種別 0
 ㉚ 支払希望口座名義人 0
 ㉛ 支払希望口座種別 0
 ㉜ 支払希望口座名義人 0
 ㉝ 支払希望口座種別 0
 ㉞ 支払希望口座名義人 0
 ㉟ 支払希望口座種別 0
 ㊱ 支払希望口座名義人 0
 ㊲ 支払希望口座種別 0
 ㊳ 支払希望口座名義人 0
 ㊴ 支払希望口座種別 0
 ㊵ 支払希望口座名義人 0
 ㊶ 支払希望口座種別 0
 ㊷ 支払希望口座名義人 0
 ㊸ 支払希望口座種別 0
 ㊹ 支払希望口座名義人 0
 ㊺ 支払希望口座種別 0
 ㊻ 支払希望口座名義人 0
 ㊼ 支払希望口座種別 0
 ㊽ 支払希望口座名義人 0
 ㊾ 支払希望口座種別 0
 ㊿ 支払希望口座名義人 0

① 支払希望金融機関 0
 ② 支払希望金融機関コード 0
 ③ 支払希望店舗コード 0
 ④ 支払希望口座番号 0
 ⑤ 支払希望口座種別 0
 ⑥ 支払希望口座名義人 0
 ⑦ 支払希望口座種別 0
 ⑧ 支払希望口座名義人 0
 ⑨ 支払希望口座種別 0
 ⑩ 支払希望口座名義人 0
 ⑪ 支払希望口座種別 0
 ⑫ 支払希望口座名義人 0
 ⑬ 支払希望口座種別 0
 ⑭ 支払希望口座名義人 0
 ⑮ 支払希望口座種別 0
 ⑯ 支払希望口座名義人 0
 ⑰ 支払希望口座種別 0
 ⑱ 支払希望口座名義人 0
 ⑲ 支払希望口座種別 0
 ⑳ 支払希望口座名義人 0
 ㉑ 支払希望口座種別 0
 ㉒ 支払希望口座名義人 0
 ㉓ 支払希望口座種別 0
 ㉔ 支払希望口座名義人 0
 ㉕ 支払希望口座種別 0
 ㉖ 支払希望口座名義人 0
 ㉗ 支払希望口座種別 0
 ㉘ 支払希望口座名義人 0
 ㉙ 支払希望口座種別 0
 ㉚ 支払希望口座名義人 0
 ㉛ 支払希望口座種別 0
 ㉜ 支払希望口座名義人 0
 ㉝ 支払希望口座種別 0
 ㉞ 支払希望口座名義人 0
 ㉟ 支払希望口座種別 0
 ㊱ 支払希望口座名義人 0
 ㊲ 支払希望口座種別 0
 ㊳ 支払希望口座名義人 0
 ㊴ 支払希望口座種別 0
 ㊵ 支払希望口座名義人 0
 ㊶ 支払希望口座種別 0
 ㊷ 支払希望口座名義人 0
 ㊸ 支払希望口座種別 0
 ㊹ 支払希望口座名義人 0
 ㊺ 支払希望口座種別 0
 ㊻ 支払希望口座名義人 0
 ㊼ 支払希望口座種別 0
 ㊽ 支払希望口座名義人 0
 ㊾ 支払希望口座種別 0
 ㊿ 支払希望口座名義人 0

備考
 離職時年齢 45歳
 支払方法は未登録です

センター 公共職業安定所長

※ 金融機関へのお願い
 雇用保険の失業給付金を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、下記のことについてご協力をお願いします。
 1 上記欄記載された事項のうち「1氏名」欄及び「4預金(貯蓄)通帳の記号(口座)番号」欄を欄別した上「金融機関確認印」欄に青金融機関確認印(店舗名の暗号されたもの)を押し付けてください。
 2 その欄に「金融機関コード」を記入してください。

金融機関コード 店舗コード

受給者証明印



お役立ち情報 (仕事をお探しの方)

TOP > お役立ち情報 (仕事をお探しの方) > 雇用保険受給資格者証の記入例

雇用保険受給資格者証の記入例

雇用保険受給資格者証 (第1面)

040

支 給 番 号		氏 名		被 保 険 者 番 号	
48010-02-000012-3		オコヨウ タロウ		4800-010566-2	
性別	年齢	生 年 月 日	支 払 方 法	求 職 番 号	認 定 日
男	45	3-311123	0001001-0000001		2型-水
住 所 又 は 居 所					
求職中込年月日	資格取得年月日	離職年月日	理由	受給期間満了年月日	基本手当日額
140109	500401	131231	11	150130	6,092
離職時賃金日額	60歳到達時賃金日額	所定給付日額	特殊表示(要、一括、選相、市利村)		
10,000		330	0 0 0 0		
受講開始年月日	年 月 日	受講終了予定年月日	年 月 日		
公共職業 訓練等	受講手当日額	支給開始日	付託職種受講手当日額	支給開始日	通所手当日額
	円 月 日	円 月 日	円 月 日	円 月 日	円 月 日
寄宿手当	月額	円	支給開始日	月 日	

(折り返し線以外では折り返さないで下さい。)

管轄公共職業安定所 所在地 〒001-0001 練馬区上石神井4-8-4

電話番号 03-3920-3311

交付 年 月 日

センター 公共職業安定所

注 意 事 項

- この証は、第1書の受給期間満了年月日までは大切に保管して下さい。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けて下さい。なお、この証は、折り返し線以外では折り返さないで下さい。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申請書その他関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出して下さい。
- 基本手当の支給日は、原則として、失業の認定日と同一の日です。
- あなたが口座振込受給資格者である場合は、支給金額の金額は、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きをしたものですから、その金融機関から支払を受けて下さい。この場合、基本手当の支給日は、その金融機関から支払を受けることができる日です。
- 定められた失業の認定日に申請しないときは、基本手当の支給を受けることができません。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出て下さい。

- 7 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と共にそれに加えて一定の金額の給付を命じられ、また、処罰される場合があります。
- 8 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に申請した失業の認定日に届書を出して下さい。
- 9 第1面に書かれている所定給付日額は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大額の日数です。
- 10 失業等給付に関する処分又は上記7の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 11 雇用保険について分からないことがあった場合は、公共職業安定所の窓口で相談下さい。

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

(第2面)

Q&A | ご利用に当たって | 個人情報の取扱いについて | リンク集 | お問い合わせ先 | サイトマップ **厚生労働省職業安定局**

このホームページを利用する場合は、Internet Explorer5.0以上またはNetscape Navigator4.7以上をご使用ください。
All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

様式第14号

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

失業認定申告書

※様式種別 10203

①安定所番号 ()

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	<input checked="" type="checkbox"/> した <small>就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。</small> <input type="checkbox"/> しない	4月	1	2	3	4	5	6	7	5月	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14		
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21		
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28		
		29	30	31	29	30	31										

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分か)などを記入してください。	収入のあった日	5月7日	収入額	2,000円	何日分の収入か	2日分
	収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 安定所による職業相談、職業紹介等	5/20	ハローワーク板橋	職業相談の結果、株式会社○○への紹介を受けて、5/23面接。採否結果待ち(5/29採否通知予定)
<input type="checkbox"/> 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等			
<input type="checkbox"/> 労働者派遣機関による派遣就業相談等	5/24	雇用・能力開発機構東京センター 03-XXXX-XXXX	00業に職種転換するためのセミナー受講
<input type="checkbox"/> 公的機関等による職業相談等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
株式会社△△産業 人事部 (電話番号 03-XXXX-XXXX)	5/9	直接の訪問	営業	(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就活情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	5/16 不採用通知あり
(電話番号)				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就活情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	

求職活動をしなかった
(その理由を具体的に記載してください。)

4 今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。

応じられる 応じられない

○に○印をした人は、すぐに応じられない理由を裏面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

就職 自営

(1) 安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就活

月 日より就職(予定)

月 日より自営開始(予定)

(就職先事業所) 事業所名 () 所在地 () 電話番号 ()

雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。

平成15年5月27日 受給資格者氏名 雇用 太郎 支給番号 (03-000012-3)

(この申告書を提出する日) ○○ 公共職業安定所長 殿

②支給番号	③未支給区分 (空欄 未支給以外)	④特給満了年月日
⑤支給期間	⑥内職又は手伝いによる収入	取扱書印
⑦基本手当支給日数	⑧就業手当支給日数	⑨早期就業支援金支給日数

次回認定日・時間

5月27日 9:00時から
9:30時まで

認定対象期間 月 日～ 月 日

※連絡事項

(919-W) 15.6C